

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	吉田 幸恵（よしだ さちえ）
○学位の種類	博士（学術）
○授与番号	甲 第1053号
○授与年月日	2015年3月31日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	韓国ハンセン病者の現代史—韓国定着村事業の検討を中心に—
○審査委員	（主査）立岩 真也（立命館大学大学院先端総合学術研究科教授） 井上 彰（立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授） 松原 洋子（立命館大学大学院先端総合学術研究科教授） 花田 昌宣（熊本学園大学社会福祉学部教授）

<論文の内容の要旨>

論文構成は以下。第1章「日本と植民地下韓国における隔離政策」、第2章「日本統治下の小鹿島（ソロクト）での生活」、第3章「解放後韓国ハンセン病の処遇の変遷」、第4章「定着村「益山（イクサン）農場」の歴史と現在」、終章「「自立」とはなにか」。

本論文の目的は日本統治の時期から解放後の韓国（南北分離前も含め本論文ではこの語が用いられる）におけるハンセン病者の歴史を描くことである。日本においても韓国においても隔離政策という名の下ハンセン病者が虐げられてきた事実が確かにあり、1945年まで日本統治下であった韓国では日本と同様の隔離政策がとられていた。ただ、日本のハンセン病問題については多くの研究があるが、韓国におけるハンセン病問題は、日本占領時代についても戦後についても十分には研究されていない。本論文は、主に日本・韓国の文献を用いてハンセン病に関わる戦前戦後の政策と収容施設の歴史を辿るとともに、現地でのインタビュー調査によって解放後の政策である「定着村事業」を記述する。

第1章・第2章では日本統治下におけるハンセン病者の処遇が検討された。救癩事業は外国人宣教師による慈善事業から始まったが、ハンセン病対策を外国人に任せることをよしとしなかった朝鮮総督府は、1916年、小鹿島（ソロクト）に国立ソロクト病院の前身である慈恵医院を設立した。その所長を5人の日本人が務めたが、その管理は多く日本の生活様式を強要するものであったものの、院長によってその姿勢が異なっていたことが、当時を知る人から得た証言をも交えて記述された。

第3章では、終戦後一時的にソロクトの管理が空白になり、死亡する人も多く、また逃

亡する人も多数現れた時期から「定着村事業」開始の1961年までを記述した。終戦後、「朝鮮癩予防協会」は街頭募金活動を行ない、家を提供し農作業で自活できるようにする「集団部落運動」を展開し、実現をみる。しかし朝鮮戦争の勃発で協会は活動停止の状態になり集団部落運動も頓挫することになった。そして南北休戦後の1954年朝鮮癩予防令が廃止される。その翌年、朝鮮癩予防協会は政府の外郭団体「大韓癩予防協会」として再建された。この時期の活動が「定着村事業」につながったとされる。その経緯が協会による刊行物等によって辿られた。この協会は1961年の軍事クーデターの前後幾度かその性格を変えるが、クーデター後政権を掌握した朴正熙大統領は協会と定着村事業の推進を支持することになる。

第4章では、大韓民国成立や軍事クーデターにより国内が混乱するなか、ソロクトから逃走するハンセン病者が急増し浮浪が問題視されたこともきっかけとなって打ち出された「定着村事業」を取り上げた。この事業は1961年に韓国政府が土地、家屋、職業（養豚、養鶏）をハンセン病者に提供し、国立病院から離れ自活・自立を目指して展開された事業である。今もその一つに住む居住者やその近くにおいて定着村の子どもたちを引き受けた児童施設の関係者らに対する聞き取り調査によって、開設当時から現在にいたるその村の運営のされ方やそこでの生活を明らかにした。そこでは政府からの支援もあって、農業、とくに養鶏が盛んに行なわれ、一時は韓国内の鶏卵の約3割が定着村から出荷されたという。また定款を持ち、会費を徴収し、役員選挙が行なわれるなど住民による自治もなされた。ただ、差別は依然として存在し、近隣住民との緊張関係もあった。当初は村から外に出るのにも許可が必要とされ、その後も村の役員等が出入りを監視し報告する監視小屋もあった。子どもたちは村から出て戻ることはなく、居住者の高齢化が進み、盛んだった農業も今は出荷するほどの生産はなされていない。定着村事業が展開されていった時期、日本はらい予防法下にあり、定着村事業に対する肯定的な評価がある。たしかにそこは、支援されつつとはいえ自活でき、施設で直接管理される生活からは逃れることができた空間ではあった。だが定着村ゆえというのではないが差別は続き、国家・行政による管理、その意向を受けた自己規制も存在した。韓国の定着村事業を隔離から地域移行の完全な成功例と位置づけるのとなれば、それは部分的評価であると言わざるをえない。定着村は今ゆっくりと衰滅しつつあり、過去を知る人は僅かになっている。韓国内でもほとんど記述されてこなかったことごとが明らかになった。

<論文審査の結果の要旨>

本論文で描かれるのは大きくは二つである。一つは、第1章・第2章で記述される、日本統治下の朝鮮半島におけるハンセン病者に対する政策と収容施設での生活、一つは、第3章・第4章に記される戦後における動き、とくに定着村事業である。

前者の時期については日本にもわずかだが重要な資料収集・研究の営みがあり、申請者も資料・史料については先行研究に大きく依拠している。ただ、その政策が批判されるべ

きは当然のこととして、同時により複雑な要因が作用していることが本論文においても示唆されている。日本の植民地支配において、キリスト教会による支援を排除すること、そして宗主国としてなにかしらのことを行なっていることを示す必要もあったが、それは同時に、その実際の処遇のことをさほど真剣には考えなかったということでもありうる。療養所の所長の裁量が一定認められ、いっときそれほど圧政的でなかったこともあったことも、そのことに関わるかもしれない。これらについてより進んだ考察を行なうこともまた可能ではあったらと思う。ただそれは、もう文字記録としてしか残されておらず、その残されているものから考察する作業になる。かえって急ぐことはないとも言える。

急ぎ研究されるべきはむしろ戦後期である。この時期に関しては申請者が対象とする韓国においても調査・研究に空白があるようだ。これについては、日本のらい予防法にあたる法律が早くに撤廃されることによって植民地時代の負の遺産は清算されたという了解のもとで、そのうえでなお残された問題についてはあまり触れることをしなくなかったという解釈もあるいは可能かもしれない。その理由はともかく、研究も、それを可能にする資料もきわめてわずかしかなかった。そうした中で、申請者は、いくらか残されている記録とともに、その歴史を知るわずかな人に直接話を聞くことができ、その記録を使って本論文を書いた。他の資料元についての質問もあったが、申請者は、新聞報道がありうるものの、韓国の新聞を過去に遡って検索することは現在のところ困難であり、今後の課題としたいと答えた。

多くの人たちは療養所を出て暮らすことを確かに望んだし、自らも望みまた用意された定着村において、政府の援助もあって、養鶏し鶏卵を出荷するなどして自活することができた。しかし地域における差別はなくなることはなかったし、子供たちは出ていった。そして現在そこは高齢化が進み、やがて消えてなくなることになるだろう。その時期に申請者はその研究を行なうことができた。そこにあった住民たちの「自治」を記録した文書も既になくなってしまっているという。以上のような制約下で、定着村についてできるだけのことを調べたことが確認された。基本的な史実の記述やその取り扱い方については審査の過程において修正された。その成果は貴重なものとなった。総合的に評価して、本論文が博士学位を授与するに相応しい水準に達していることについて審査委員会の評価は一致した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の審査に関し、2015年6月16日（火）10：30～12：00に創思館302教室で口頭試問、7月22日（水）14：00～15：00に創思館403・404教室で公聴会を開催した。各審査委員および公聴会参加者より質問がなされたが、いずれの質問に対しても、申請者の回答は適切なものであった。申請者は本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、申請者に査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文が3本以上あることを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により本論文はその条件

を満たすことが確認された。

既存の研究を受けつつ独自の調査結果を記し考察した本論文は貴重なものであり、博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。

以上、論文審査・口頭試問、公聴会での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値することについて意見は一致した。本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、「博士（学術 立命館大学）」の学位を授与することが適当と判断した。